

第22問 AB夫婦間には子Cがいる。Aが死亡した場合の相続人に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア Cは、Aが死亡した当時は胎児であったが、その後、出生した。この場合には、Cは、Aの相続人とはならない。

イ Cは、Dと婚姻している。Cが死亡した後、Aが死亡した。この場合には、Dは、Cを代襲してAの相続人となる。

ウ Cには子Eがいる。Cは、相続により利益を得ようと考えてAを殺害し、刑に処せられた。この場合には、Cは、Aの相続人となることはできないが、Eは、Cを代襲してAの相続人となる。

エ Aが死亡した後、Cは、Aの遺言書を破棄した。この場合には、遺言書を破棄した行為が相続に関して不当な利益を目的とするものでなかったとしても、Cは、Aの相続人となることができない。

オ Aが死亡した後、Aの遺言により、CをAの推定相続人から廃除する旨の審判がされ、この審判が確定した。この場合には、Cは、Aの死亡の時に遡ってAの相続人ではなくなる。

1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

民法：59

第24問

相続欠格・廃除

相続欠格又は廃除に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 遺留分を有する推定相続人が、被相続人に対して重大な侮辱を加えたことは、推定相続人の廃除の事由に該当する。

イ 遺言による推定相続人の廃除は、家庭裁判所による廃除の審判の確定により、被相続人の死亡の時にさかのぼって、その効力を生ずる。

ウ 故意に被相続人を死亡するに至らせようとした者であっても、刑に処せられない限り、相続欠格者とならない。

エ 相続欠格者は、相続資格は失うが、受遺資格は失わない。

オ 相続に関する被相続人の遺言書を破棄した者は、当該破棄が相続に関して不当な利益を得ることを目的としたものでなくとも、相続人となることができない。

1 アイ 2 アウ 3 イオ 4 ウエ 5 エオ